

平成26年度第1回  
滋賀県農村振興交付金制度審議会 会議概要

1. 開催日時・場所

平成26年5月27日（火） 午後1時30分～午後3時40分  
県庁北新館 5B会議室

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

日下部純子、田中仁史、中栄重雄、畑中直樹、藤原正幸、松下京平、森嶋利和

3. 議事等

○議事1 審議会運営要領の一部改正について

国の施策名が変更されたことから、運営要領を一部改正することとし、本日から施行することとした。

○議事2 中山間地域等直接支払交付金について

（1）平成25年度の実施状況について

事務局から資料2に基づき昨年度の実施状況について説明を受け、質疑応答や意見交換等を行い点検した結果、適切に実施されていたものと認めた。

主な質疑応答は以下のとおり

（委員）

対象面積に対する協定面積の割合が県全体で71.5%であるが、市町内訳を見ると、概ね50～100%という結果になっている。このことについてどう評価しているのか。

（事務局）

協定面積の割合が市町によって差があることについて詳細は把握できていないが、例えば、合併前の旧市町の基本方針が合併後の新市に引き継がれ、合併前に取り組まなかった旧市町の区域では、今も協定農用地がないというケースがある。他の要因もあると思うが、中山間地域の農地の維持に意義のある施策なので、市町と情報を共有しながら、取り組まれていないところの実態や取組体制など、詳細の分析をしながら今後検討をしていく。

（委員）

加算措置は単年度だけ交付金を受け取ることができるのか。26年度で第3期対策が終わるが、積立金の取扱いはどうなるのか。

(事務局)

加算措置は加算したその年だけでなく、次の年も継続して交付を受けることができる。積立金については次期の対策にまたがって積立てを行っても構わない。集落の方が(農業用機械の購入などに)必要と認めれば、次期対策にまたがって積立することは可能。

(委員)

昨年11月の審議会で出した2つの意見に対する対応状況を説明願いたい。

(事務局)

今後重点的に取り組む活動として2点意見をいただいた。1点目が「広報の充実」ということで、これについては、3月に新たな広報誌「滋賀のむらだより」を発行し、その中で農業農村の多面的機能を考えるという特集を組んで、一般の方への広報を行った。こういうことを通じて、多面的機能をみなさんに理解していただけるよう努力していく。

2点目は、もっと元気な組織を呼び込んで、活動できないところに協力してもらうことができないか、ということ。これについては、市町の担当者会議などで審議会からの意見を紹介しながら、集落等の説明会等で説明してもらっているが、5年間の協定なので、3、4年目に指導しても次のステップになかなか入れないのが実態。今年度から来年度にかけては3期から4期へ変わる時期なので、幅広いご意見や手法、アイデアを県や市町が集落へ伝えながら、広く取り組めるよう市町と一緒にやっという状況。

(委員)

「多面的機能の増進活動」という項目があるが、具体的にはどのようなものか。

(事務局)

「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」の中で、「国土保全機能を高める」、「保健休養機能を高める」、「自然生態系の保全に資する取組」などがあり、具体的には、農用地の周りの山との境界、周辺林地と呼ばれているところの下草刈りやゴミの除去を行うことや、保健休養機能を高める活動として、景観作物の作付をすることなどが該当する。

## (2)「最終評価」について

事務局から資料3に基づき説明を受け、意見交換等を行った。出された意見で最終評価を特に修正する意見はなく、国に提出する書類としては、「おおむね妥当」と判断した。

なお、委員からの意見を十分尊重し、今後に活かして頂くようお願いした。

主な質疑応答は以下のとおり

(委員)

昨年、湖西を中心に大雨が降り、大きな災害が発生したが、ここでは洪水防止の多面的機能が維持されたと書かれているが、そのことについて何か考察はされたのか。

(事務局)

水田は小さなダムの集まりであるので、適切に維持をされていることによって、洪水防止、水源のかん養等に効果があるということは学術的にも言われている。しかし昨年のような未曾有の大雨が降った場合、1500ha 余りの中山間地域の農地は、県全体 4 万 ha 余りの農地にすれば微々たるものに過ぎず、一方森林では、鹿の食害による植生の変化などもあるので、農地だけでなく森林なども含めて検討が必要。中山間の農地だけで守っていくことは難しいので、総合的な見地で検討が必要。ただ、わずかであっても緩和はされていると考えている。

(委員)

定量的に出すことは場所や条件が異なり難しいと思うが、何か起こった時に、部署を超えて連携して調査をすとか、総合的に検証されたらと思う。

(委員)

今回の最終評価は、中山間地域の取り組まれた地域を対象とされているが、滋賀県では取り組んでいない地域がまだ 30%ある。取り組んでいない地域との差を比較して初めて評価ができると思うがどうか。

(事務局)

世界農林業センサスのデータから、取り組んでいる所と取り組んでいない所のデータを調べてみた。その結果、耕作放棄地率は残念ながら、取組み地域でも非常に高いという傾向があった。取り組まれている地域は条件的に厳しいということがあり、スタート時点で耕作放棄地率は既に高かったのではないかと考えられる。しかし、その中で協定をされている農地では、耕作放棄は発生していないことから、それ以外の農地で高い率で発生しているものとする。

また、2005年から2010年の増加率を見ると、取り組んでいない地域と比べると取り組んでいる地域の方がかなり低い。取り組んでいる地域では4%程度の増加率であるのに対し、取り組んでいない地域は10%程度の増加率となっていた。

取り組み地域でも、協定農用地以外で耕作放棄地は発生し続けているものの、取り組んでいない地域よりも、耕作放棄の増加は抑制されていると考えている。ただし、いずれにしても、平場に比べると耕作放棄率は高い状況となっている。

(委員)

効果の中に担い手の有無があるが、高齢の人たちは実質ギリギリのところまで踏ん張っている。担い手が若年化すると、加算するというシステムができないか。そうすれば、新しい担い手も増えてくると思う。これはあくまで、参考意見として聞いて頂きたい。

(事務局)

現在住んでいる人たちだけで、5年間を継続することはいつか限界がくるので、今頂いた意見の可能性も含めて、参考にさせて頂く。

(委員)

「5年間農地のまま」という計画を立てても、米価が下がったり、地域の状況が様々な変わっていくので、地域に広く取り組んでいただくとするのなら、出来るだけハードルを下げるようにしないと、市町の方が集落へ勧誘しても乗っていただけない。

県から国に向けて、地域の実情を十分伝えて頂いて、新しい制度に反映をしてもらえるようお願いしたい。

#### ○報告事項

事務局から平成26年度からの「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の概要について、資料4により説明を受けた。

以上